

学会賞表彰に関する内規

2015年3月27日制定

2022年8月1日改定

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の学会賞に関する細則第6条の規定に基づき、学会賞表彰に関する必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この内規が定める対象は、次の各号に掲げる賞とする。

- (1) 公益社団法人 日本麻酔科学会 山村記念賞（以下、「山村記念賞」という。）
- (2) 公益社団法人 日本麻酔科学会 青洲賞（以下、「青洲賞」という。）
- (3) 公益社団法人 日本麻酔科学会 若手奨励賞（以下、「若手奨励賞」という。）
- (4) 公益社団法人 日本麻酔科学会 社会賞（以下、「社会賞」という。）
- (5) 公益社団法人 日本麻酔科学会 松木賞（以下、「松木賞」という。）
- (6) この法人の年次学術集会で規定する賞（以下、「年次学術集会で規定する賞」という。）
- (7) この法人の支部学術集会で規定する賞（以下、「支部学術集会で規定する賞」という。）

(授与)

第3条 この内規第2条に定める学会賞には正賞の他、次の各号に掲げる副賞を授与する。

- (1) 山村記念賞 賞状または楯と500,000円
- (2) 青洲賞 賞状または楯と250,000円
- (3) 若手奨励賞 賞状または楯と150,000円
- (4) 社会賞 賞状または楯と250,000円
- (5) 松木賞 賞状または楯と250,000円
- (6) 年次学術集会で規定する賞 賞状または楯と50,000円
- (7) 支部学術集会で規定する賞 賞状または楯と30,000円

(内規の変更)

第4条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2015年3月27日から施行する。